

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度下水道部公用車両車検修理業務等
- 2 業務内容 車検修理業務及び法定点検修理業務。詳しくは、仕様詳細書のとおり。
- 3 台数 車検11台、法定点検10台。
- 4 納車期限 車検予定表（別紙1-1）法定点検予定表（別紙1-2）のとおり。  
車検：車検予定表（別紙1-1）の引渡予定日から原則2日以内。  
法定点検：法定点検予定表（別紙1-2）の引渡予定日中
- 5 車両受渡場所 東大阪市役所西側駐車場 及び  
東大阪市役所南西部 阪神高速高架下の駐車場
- 6 入札金額 ①自動車損害賠償責任保険料（以下、「自賠責保険料」という。）、  
重量税、追加修理代、検査手数料（車検手数料）を除く、車検整備代及び法定点検整備代。  
②令和6年5月から令和7年1月分までの21台分（車検11台、法定点検10台。）（消費税及び地方消費税の額を含む）。
- 7 落札者の決定 本市予定価格以内の最低額で入札した者とする。
- 8 支 払 納品検収後、各月ごとに一括払いとする。  
（各月後の適正な請求があってから30日以内に支払う。）
- 9 そ の 他 ① 入札時に「積算書」を必ず提出すること。  
「積算書」には車両ごとの金額及び合計金額を記入し、押印すること。入札時に「積算書」が未記入、また提出がない場合は失格とする。  
落札業者は、落札後速やかに「車検整備仕様及び明細書」（以下、「整備仕様明細書」という。）を提出すること。「整備仕様明細書」には部品代・工賃代及び見積金額を記入すること。  
② 「指定報告書」、「証明書」及び「口座振替依頼書」の提出  
落札業者は、落札後直ちに本市が支払う自賠責保険料の代理店を代理店指定報告書（別紙7）により指定（以下、「指定代理店」という。）しなければならない。  
落札業者は、指定代理店に対して損害保険会社が交付する自賠責保険を含む損害保険代理店契約締結の「証明書」の提出を指示し、速やかに本市に提出させなければならない。  
また、指定代理店の「口座振替依頼書」の提出についても同様に指示しなければならない。

# 車 検 仕 様 詳 細 書

東大阪市（以下「甲」という。）は、令和6年度下水道部公用車両車検修理業務等について、車検修理業務受託者（以下「乙」という。）に対して、下記のとおり、仕様を定める。

## 記

### ○総則

#### （一括再委託の禁止）

乙は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。  
但し、甲が別紙2-〔1〕により外部委託を認めた作業はこの限りではない。

### ○車検整備

#### （車両引渡日程）

車検予定表「別紙1-1」のとおり。

ただし、甲が車両引渡日程の調整を必要と認めた時は乙と協議する。

#### （受渡場所及び納期）

乙は、整備開始の日に甲が指定した場所から当該車両を引取り、原則2日以内に甲の指定した場所に納車しなければならない。ただし、甲が乙の申立書「別紙5」により、納期の延長を認めた時は、この限りではない。また、受渡場所等に変更がある時は、甲は乙に、事前に連絡をするものとする。

車両受渡時、乙は乙の発行した身分証明書（写真付）を受渡担当者に携帯させ、その身分証明書を甲の担当者に提示しなければならない。

そして、乙は車両引取報告書「別紙3」あるいは車両納車報告書「別紙4」を、甲が指定する場所に、直ちに、提出しなければならない。

#### （車両管理権及び運行支配権）

前項の受渡（納期延長期間を含む）をもって、当該車両の管理権及び運行支配権等は受渡されたものとみなす。

#### （検査登録）

乙が行う大阪運輸支局、あるいは、軽自動車検査協会での検査登録は、有効期間の満了する日を越えてはならない。

#### （納車時の確認及び納車後の書類提出）

乙が指定工場の場合は、納車時に、適合証・整備記録簿・点検整備済標章及び自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）証の確認を甲に得るとともに、甲の指定場所に、①整備記録簿（写）、②自賠責保険証（写）を提出しなければならない。

また、後日、乙が自動車検査証の交付を受けた時は、直ちに、納車場所に届けるとともに、その自動車検査証の（写）を、速やかに、甲の指定場所に提出しなければならない。

なお、乙が認証工場の場合は、上記の自動車検査証については、納車時に提出しなければならない。

(純正部品の使用)

甲は、乙が修理する際の交換部品について、別紙2-[2]により定める純正部品以外は、汎用部品の使用を認める。

(追加修理)

甲が、乙の申立書「別紙5」及び追加修理見積書により、追加修理を認めた時は、乙は、速やかに修理をしなければならない。

## ○検査

(分解時立会検査)

甲は、随時、車両分解時において立会検査をすることができる。また、その時に、追加作業の有無や、納車日が予定通りか等の確認をすることができる。

(交換部品の検査)

乙が車検修理に伴い交換した部品は、甲の指定する場所で検査を受けなければならない。

(交換部品の処分)

乙が車検修理に伴い交換した部品は、甲の検査終了後、乙が処分しなければならない。

## ○費用負担及び支払方法

(検査(車検)手数料)「車検登録申請印紙代等」

乙が、車検手数料を支払った後、甲は、各月ごとの納品検収後、車検修理代とは別途にて、各月後の適正な請求があつてから30日以内に、乙に一括払いする。

(自賠償保険料)

乙は、甲が支払う自賠償保険料(以下「保険料」という。)の代理店を別紙7(指定報告書)により指定(以下「指定代理店」という。)しなければならない。

そして、指定代理店は、保険料を取扱う損害保険会社が交付する「証明書」を甲に提出しなければならない。

指定代理店は、各月の車両引渡予定月分の保険料をその前月初めに、保険料表(写)と継続検査前の自動車検査証(写)を添えて、甲に請求すること。その請求に先立ち甲は、保険証明書(写)を指定代理店に交付する。甲は、指定代理店からの適正な請求に基づき、保険料を当該車両引渡予定月の前月中に支払うものとする。

(重量税)

乙が、重量税を支払った後、甲は、各月ごとの納品検収後、車検修理代と

は別途にて、各月後の適正な請求があつてから30日以内に、乙に一括払いする。

(車検修理代の支払)

乙は、車検修理完了届(別紙6)を甲に提出しなければならない。甲は、各月ごとの納品検収後、適正な請求があつてから30日以内に、乙に一括払いする。

(追加修理代の支払)

甲は、追加修理代について、各月ごとの納品検収後、適正な請求があつてから30日以内に車検修理代とは別途、乙に一括払いする。

(費用負担先)

車検修理代、追加修理代、車検手数料・自賠責保険料・重量税は、下水道部に請求すること。

○ 書類の提出先

(完了届、請求書等)

車両引取報告書、納車報告書、申立書(追加修理・納期延長)、追加修理見積書、完了届、納品書及び請求書等は、甲が指定する場所に提出すること。

○ 修理保障

修理完了済後、3ヶ月以内に、修繕の不備により生じた故障について無償修理すること。

○ その他

(車検予定台数減)

甲は事故等の廃車により、車検予定台数減になることがある。

# 法定点検修理仕様詳細書

東大阪市（以下「甲」という。）は、令和6年度下水道部公用車両車検修理業務等の法定点検修理について、法定点検修理業務受託者（以下「乙」という。）に対して、下記のとおり、仕様詳細を定める。

## 記

### ○総則

#### （一括再委託の禁止）

乙は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。  
ただし、甲が別紙2ー[1]により外部委託を認めた作業はこの限りではない。

### ○点検整備

#### （法定点検修理の実施）

乙は、甲が入札時に乙に提示した、法定点検予定表（別紙1ー2）により、法定点検修理（6ヶ月及び12ヶ月点検修理）を実施すること。

そして、12ヶ月点検修理車両については、ワイパーゴムの交換及びエンジンオイルの交換をすること。

また、乙は、点検（6ヶ月・12ヶ月点検）整備時に、必要に、応じて、タイヤローテーションをしなければならない。但し、前後タイヤの大きさ等が異なる車両は対象外とする。

尚、上記のワイパーゴムの交換代、エンジンオイルの交換代及び、タイヤローテーション代は、甲が指示した法定点検予定表（別紙1ー2）の金額に含む。

#### （点検追加修理）

甲が、乙の申立書（点検追加修理）「別紙5」及び追加修理見積書により、追加修理を認めた時は、乙は、速やかに修理をしなければならない。

#### （純正部品の使用）

甲は、乙が点検、点検修理及び点検追加修理するに際しての交換部品について、別紙2ー[2]により定める純正部品以外は、汎用部品の使用を認める。

#### （車両引渡日程）

法定点検予定表（別紙1ー2）のとおり。

但し、甲が車両引渡日程の調整を必要と認めた時は乙と協議する。

#### （車両受渡時間）

車両の受渡時間は、原則として、下記のとおりとする。

法定点検予定表（別紙1ー2）の引渡予定日中

例：午前9時引取り、当日の午後5時納車。

但し、甲が車両受渡時間の調整を必要と認めた時は乙と協議する。

#### （受渡場所及び納期）

乙は、引渡予定日に甲が指定した場所から当該車両を引取り、当日中に甲の指定した場所に納車しなければならない。（法定点検予定表（別紙1ー2）の所管のとおり）

但し、受渡場所等に変更がある時は、事前に連絡をする。

尚、納期について、甲が申立書（別紙5）により、納期の延長を認めた時は、上記の限りではない。

次に、車両受渡時、乙は乙の発行した身分証明証（写真付）を受渡担当者に携帯させ、その身分証明証を甲の担当者に提示しなければならない。

そして、乙は車両引取報告書「別紙3」あるいは車両納車報告書「別紙4」を、甲の指定する場所に、直ちに、提出しなければならない。

（車両管理権及び運行支配権）

前項の受渡（納期延長期間を含む）をもって、当該車両の管理権及び運行支配権等は受渡されたものとみなす。

（納車時の確認及び納車後の書類提出）

乙は、納車時に整備記録簿の確認を甲に得るとともに、甲の指定する場所に、整備記録簿（写）を提出しなければならない。

## ○ 検査

（点検、点検修理及び点検追加修理時の立会検査）

甲は、随時、車両の点検、点検修理及び点検追加修理時において立会検査をすることができる。また、その時に、修理作業の有無や、納車日時が予定通りか等の確認をすることができる。

（交換部品の検査）

乙が点検、点検修理及び点検追加修理に伴い交換した部品は、甲の指定する場所で検査を受けなければならない。

（交換部品の処分）

乙が点検、点検修理及び点検追加修理に伴い交換した部品は、甲の検査終了後、乙が処分しなければならない。

## ○ 費用負担及び支払方法

（法定点検修理代の支払）

甲は、法定点検修理代について、各月ごとの納品検収後、適正な請求があつてから30日以内に、乙に一括払いする。

（費用負担先）

甲の下水道部に請求すること。

## ○ 書類の提出先

（完了届、請求書等）

車両引取報告書、納車報告書、申立書（点検追加修理・納期延長）、点検追加修理見積書、完了届、納品書及び請求書等は、甲の指定する場所に提出すること。

## ○ 点検修理保障

点検修理完了済後、3ヶ月以内に、点検修理の不備により生じた故障について無償点検修理すること。

## ○ その他

（点検修理予定台数減）

甲は事故等の廃車により、点検修理予定台数減になることがある。